

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県労働委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>(総括課長指定職員専決事項)</u></p> <p><u>第7条 総括課長が指定する職員は、前条各号（第4号を除く。）に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。